

事例番号:360033

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日

0:50 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 2 日

9:26 頃- 胎児心拍数陣痛図で 160 拍/分の頻脈、基線細変動の減少を伴った軽度遅発一過性徐脈を認める

9:35- 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

12:35 頃- 胎児心拍数陣痛図で線細変動の消失を伴った高度遅発一過性徐脈・高度変動一過性徐脈出現

12:49 経膈分娩

胎児付属物所見 胎盤重量 388g、臍帯過捻転あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 2 日

(2) 出生時体重:2300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.09、BE -13.4mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 5 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死、新生児呼吸障害

(7) 頭部画像所見:

生後 6 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害、および胎盤機能不全の両方の可能性が高い。

(3) 胎児は、分娩第 I 期後半より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで徐々に進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理(推定体重の算出、超音波断層法による羊水量や臍帯血流の測定、ノンストレス実施)は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 2 日、陣痛発来のため入院としたこと、および入院後の管理(バイタル測定、分娩監視装置装着)は、いずれも一般的である。

(2) オキシトシン注射液投与に際して、書面(同意書)による説明と同意を取得したことは一般的である。

(3) 6 時 29 分から 7 時 19 分の胎児心拍数陣痛図において異常が認められない状況で、微弱陣痛のため 8 時 25 分にオキシトシン注射液投与を指示したことは一般的である。

- (4) オキシシリン注射液の投与方法(開始時投与量、増量間隔)は一般的である。
- (5) オキシシリン注射液投与中の分娩監視方法(分娩監視装置による連続監視)は一般的である。
- (6) 9時35分の胎児心拍数陣痛図で正常脈、基線細変動減少、軽度遅発一過性徐脈を認め、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」胎児心拍数波形レベル分類におけるレベル4の状況でオキシシリン注射液の投与を開始したことは、選択肢のひとつであるが、10時30分に「アクセルーションかからない」との医師への報告に対して「OK」とし、10時35分に5%ブドウ糖注射液 500mL にオキシシリン注射液 5単位を溶解したものを30mL/時間に増量したことは基準を満たしていない。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)および新生児仮死、新生児呼吸障害のため高次医療機関 NICU に搬送したことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 分娩に関わるすべてのスタッフにおいて、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数陣痛図の判読能力を高めるよう、院内勉強会を開催することや研修会へ参加することが望まれる。
- (2) オキシシリン注射液の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則した使用法が望まれる。
- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。